

会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回東村山市緑化審議会				
開催日時	令和2年12月14日(月)午後3時00分から				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・山上勉委員・かみまち弓子委員・清水あずさ委員・村山じゅん子委員・山田たか子委員・鈴木八百造委員・小山定昭委員・小嶋博司委員・金田一弘明委員・久野幹雄委員・長谷川大地委員</p> <p>(市事務局) 野崎副市長・粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・中澤みどりと公園課長・高橋みどりの係長・阿部主事・石原主事補</p> <p>(業者) 朝日航洋株式会社社員2名</p> <p>●欠席者：丸山宙職務代理</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) みどりの基本計画の改定について</p> <p style="padding-left: 20px;">・東村山市みどりの基本計画2021(素案)について</p> <p>(2) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">・今後の日程について</p> <p>3 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 高橋、阿部、石原</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				

会 議 経 過

1 開会

- 会議の成立（欠席委員は1名、会議開催の要件を満たすことについて事務局より報告）
- みどりの基本計画改定業務の受託者朝日航洋株式会社の社員2名の入室を許可。
- 傍聴者の確認。傍聴者なし。（会議途中で1名入室）

2 議事

(1) みどりの基本計画の改定について

- ・第1回の緑化審議会及び意見シートより修正対応について資料に沿って事務局より改めて説明。

○会長

ありがとうございます。今、説明がありましたとおり、前回皆さんからいただいた意見に関しては、事務局の方で検討し、今回事前に送られてきたこの素案の中に盛り込まれています。全体を通してご意見や、このような意味ではなかった等ありましたら、いただきたいと思えます。かなり修正や意見を取り入れていただいているとは思いました。

ただ、修正したものも含めて文言がちょっと違うのではないか、あるいは、このようにしたらもっと良いのではないかというご提案等もまだあるかと思えますが、それに関してはこの会議終了後に事務局にお伝えいただきたいと思えます。どうしてもここは、本質的に違うなどという方がいらっしゃれば、今の段階でも結構ですのでご意見をいただければと思えますがいかがでしょうか。

○委員

私はフラワーロードを提案したのですが、まちの活性化のためにみどりを活かすというこれからの形を考えていくと、みどりで東村山に集客するような力が欲しいなと思えました。

これからの10年間を考えていった時に、例えば北山公園の菖蒲まつりで人がいっぱい来てくださるといったものをもっと増やしていけたらと思えます。

素案の中で、連続立体交差とか都市計画道路の話に言及もある中で、人を呼び込めるような形でみどりを造っていったらなと思いいこの提案をしました。

今あるものの活用に加え新たな何か取り組みというのが、すぐにはできないかもしれませんが、10年という長い計画の中でそれが形になって人を呼び込むものになっていくようなことを盛り込んではいかがでしょうかと思えました。

○会長

要は、みどりを一つの核として人を呼び込む様なものを考えられないのかというご質問だと思います。

○事務局

今のお話ですが、前回の緑化審議会でご報告をさせていただいたとおり、現在、市では公園を「人を呼ぶことができる施設」にしたいということで、検討を進めています。まずは、その検討の中で市に人を呼び込む施策について展開していけたらと思っています。

○委員

報道で見たのですが、小さなまちの町長さんが寂しい道だったところにコツコツとアジサイを植え、それがどんどん広がって長いアジサイロードになって、何もなかった道に人がどんどん来るようになった。そこにお金を落としてもらって、まちの活性化になったという話がありました。そういうようなものも今後、あったら良いのかなと思いました。

○会長

そうですね。確かにそういった形で地道な一つの新しい試みを積み上げていくと、同じようなことはできるかもしれないですね。ただ、今回の計画素案にはそういうベースになるような施策が無いようですので、今後やはりそのような形もあった方が良いでしょう。

○事務局

これからちょっと具体を説明させていただくのですが、公園に特化させていると言えそうかもしれませんが、今後、多くの人を楽しめる公園や緑地を造って活かしていこうという方向性の施策があります。そちらに公園や緑地の計画的な整備とか拡充等を入れています。このあたりにみどりを活用した集客といった考えについて追記を検討したいと思います。

○会長

ただ、やはりイメージをもたずに一般論で終わってしまうなら、書く意味がないですね。新たなことを試みる時は、具体的に何ができるか考えてみてから入れないといけません。一般論は意をなさないので、具体的に実行できる施策として入れる方向で考えていくのが良いのではないかと思います。

○事務局

はい。わかりました。

○会長

それでは先ほども申し上げましたが、文言をこういう風に変えた方が分かりやすいとか、ここの言い方はこうした方が良いでしょうといった微修正があれば会議終了後に事務局にお

話しするという形でよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

では、そういった形でお願いしたいと思います。では、素案の第 5 章から事務局より説明をお願いします。

・『第 5 章 計画実現のための施策展開』及び『第 6 章 重点施策と目標指標』の説明

○会長

ではまず 5 章について意見はございますか。具体的な内容を示す重要な部分ですので、項目がたくさんありますけれどもいかがでしょうか。

○委員

樹林地の保全に関する施策について、10 年計画ということなので、単年度ごとの実行計画については、また別になるのだと思いますが、ひとつひとつの箇所にはプライオリティ（優先度）はつけるのでしょうか。いっぺんに全部やるわけではないと思いますので、限られた予算の中でバラバラにやるのではなく、選択と集中でやらないと上手くいかないと思います。

○事務局

「1-1 樹林地のみどりを守り・活かそう」の 1~6 つについては、基本的には市として確保が済み、今後、維持管理の段階に移っている箇所を列記させていただいております。満遍なくと言うと語弊があるかもしれませんが、同列に捉えて管理していきたい考えです。

樹林地全体の保全と活用をどのように行うかという意味で、樹林地保全の制度の周知と維持管理の手法について 1-7 と 8 で施策展開をし、重点施策と位置付けました。

1~6 それぞれで列記している箇所の中で更に優先度をつけるということは、現行では考えていません。

○委員

例えばそこに植わっている樹木数とか規模が全然違ってくると思うんですね。何回も私は言っていますが、5 年後・10 年度この樹木がどうなるかということを今考えたら、プライオリティが付けられると思います。危険度の高いところからプライオリティを付けていったら良いと思います。すべてが同じ状態ではないと思います。

○会長

事務局いかがですか。実際に随分弱っている木が大きくなってしまっているという事例はあると思います。大きくなって良いのですけれども、その中で弱ってしまっているものと日々の安全というのが一番ですよ。そういう事を優先的に考える必要があるのではないかと思います。それに絡む事を重点的に考えていこうという提案ですね。

○委員

ここに書かれていることは、樹林地全体の事ですね。私はそれぞれの箇所がどういう状況か知らないので言えるのかも知れませんが、それぞれの樹木の年数とか樹勢とかを見てこれは危険だという所からやっていくというのが私の言うプライオリティです。みんな同じ状態では、絶対に進んでいかないと思います。

○事務局

44 頁をご覧くださいと思います。東村山市の方では今、委員がおっしゃっていたような取り組みとして、緑化審議会でもご指導いただき平成 27 年度に作成をいたしました「公共の緑の植生管理のガイドライン」の前提条件の整理として、樹林地の調査を行いました。この調査では、それぞれの樹林地の樹木について、枯れてしまっているとか倒木すると周辺に危険があるといったことを把握しました。現在、その調査をもとにガイドラインに則り、それぞれの樹林地の管理を行っております。そちらは、今回の計画においても随所に記載しました。例えば、37 頁 1-1-2 せせらぎの郷多摩湖緑地では、まずは一般論としてのせせらぎの郷多摩湖緑地の保全と活用をうたっていますが、下にコラムのような扱いで、27 年度に定めた区域設定や区域ごとの管理方針について記載しています。38 頁の淵の森緑地についても同様です。委員ご指摘のそれぞれの樹林地の樹木の状況に応じた管理の優先度や方針といった意味ですと、このガイドラインに沿ったところで進めさせていただいており、それを今回の計画にも記載しております。

○会長

ガイドラインをもとに、それぞれチェックを入れていくということですね。他にはございませんか。

○委員

1-2 農のみどりを守り・活かそうということで、農地の保全と活用、生産緑地地区の保全と活用ということが載っていますが、この「農のみどりを活かす」ということはどういうことなのかを考えると、農家の人は農地を維持するために、相続税納税猶予を受けながら維持に努めています。しかし、実際問題、畑の周りにある樹木や林は、相続税納税猶予から外されている。農地に入らない。伐採しないと納税猶予を受けられない。そのような状況がある中でみどりを増やしていくというのは、畑については難しいと思います。生産し

ているみどりというのは、毎年生産していますから残りますが、いざ、みどり・畑を残すために納税猶予を受ける場合には、畑のまわりの防風林だとかを伐採しないと受けられない。そういった現状がある中でみどりを増やすのは、農家にとってはマイナス面もあるのかなと思います。

○会長

実際に土地所有者の方が直面していることでもあり、大変大きな問題提起だと思いますね。結局、国税との絡みになってきますので、それに対してこの基本計画にどう入れられるか考えるとなかなか難しそうな気がしますけど、姿勢を示すことは絶対必要ですよ。特に相続税に対しては、色んな所で声を上げていかないと変わりませんから。ご心配なことは良くわかります。ただ、あくまでも国税ということを見ると、市の計画の中にどのような形で入れるかは、ちょっと難しいところがありそうですね。

○委員

38 頁の 1-1-3 北山公園周辺のみどりに関してですが、すごくさらっと書いてあるのですが、北山公園は東村山市の中でもとても魅力的な場所と思っています。この夏、コロナの影響で公園の遊具が使えないときは、北山公園に子どもを連れて行って、とても助かりました。そのようなことから、とても良いところだと改めて感じていて、もう少し東村山の里山を代表するモデル的な公園として認知度向上を図るだとか、もっと魅力を発信するといった内容が入っても良いのではと思います。

○会長

ご提案ですが、どうでしょうか。

○事務局

施策の区分上、委員ご指摘の部分は、北山公園とその周辺の樹林地について、保全の方針をうたっている部分でございます。北山公園としての魅力発信や活用についての方針は、57 頁の②総合公園のところでは生物多様性の絡みやイベントでの活用について、また人を呼べる公園といった方向性について記載しています。確かに 38 頁の施策名が「北山公園」となっていますので周辺の樹林地を指す言葉に変更できないか考えます。

○会長

より明確な特徴が記載できるといいですね。

他にありますか。

○委員

41 頁の保全配慮地区について、先ほどの事務局の説明で東京都のみどりのフィンガープランと同じ区域を設定し、これを未来永劫にわたって残していこうということがありまし

た。これについては、非常に良いことだと思います。図の中で、濃く塗ってある部分はほとんどすでに公有地化により保全されていて、薄い部分がまだ公有地化されていない、昔のデイキャンプ場ということだと思います。かなり貴重なみどりになっていますので、これについて一定の枠の中におくことについては非常に特筆すべき良い内容だと思います。これは、大きく宣伝した方が良いでしょう。事務局説明にあった東京都のみどりのフィンガープランという文言については、文章の中に明記した方がより根拠が明確になるのではないかと思います。

○会長

良い提案ですね。やはり強調したいところをしっかりと打ち出すのは重要だと思います。他はいかがですか。

○委員

57 頁に特徴となる個性ある公園づくりということで、「都立公園」「総合公園」「運動公園」「近隣公園」「街区公園・仲よし公園・児童遊園」と5つのくくりになっていますが、公園というと「防災公園」もあるかなと思います。それはどこに含まれていますか。

都市計画公園で位置づけられている公園を「防災公園」として整備するというのも今後、考えられるのではないかなと思います。その辺りをここに含んでも良いのではないのでしょうか。確認で伺います。

○会長

とても大事な提案ですね。防災公園という名前にあえてわけなくても、機能を持たせるということはとても大事なことです。そのことに関して触れておくということが大事ですね。

○事務局

ご質問について、現状は、都市計画上の公園の区分けで表記しております。防災公園というのは、公園の形態のひとつであり、市内では中央公園が防災公園と指定をされています。委員ご指摘のとおり、今後整備を行ってまいりたいと考えている都市計画公園についても防災公園としての機能を持たせることが可能と考えています。こちらのみどりの基本計画における公園の表記につきましては、都市計画の種別に沿った区分けをさせていただきたいと思っています。

○会長

防災公園といっても面積が広ければ良いという話ではないですね。機能として防災に耐えるものでなければならぬ。そういったところも十分検討していただきたい。

○事務局

分かりました。防災担当所管と適宜協議をしていきたいと思えます。

○会長

ありがとうございました。他いかがですか。

○委員

今回の素案を見させていただいて、様々に前回の意見を取り入れていただき、良くなったと思います。51～52 頁の生物の多様性についてですが、地域戦略策定を見据えて市民団体等の実施する調査データの一元化を図っていくという表記があります。全体として長年携わっている市民団体の意見などを含めて反映させていく意気込みを感じているところです。

また、今後について、2017 年の都市公園法の改正によって P a r k - P F I（公募設置管理制度）により、飲食店や施設からの収益を活用して公園施設の一部を整備していくといった事も視野に入れて考えていられるということが分かりました。これについては、自治体の支出も減らすことができると考えられますが、東村山らしいみどりの活用ができる事業者が選定できるかどうかが大変なテーマになってくると感じました。

このような事を踏まえ、みどりの保全とか活用については関わってくる方がどのような方かということが非常に大きく影響するのかなと資料を拝見して思いました。

先程の事務局の説明の中に、町田市が実施した市民と協働の生きもの調査についての紹介があったと思いますが、町田市が活用した「まちピカ町田くん」というアプリですと生き物の多様性だけではなく、街の中の表示板の不具合や道路、公園についての通報レポートができます。東村山には防災アプリ・ナビもありますが、まちづくりの所管として生き物だけではなくそういった事も含めて、今後検討されていらっしゃいますか。

○事務局

委員ご指摘の通報アプリのようなものは、町田だけではなくて色々な市で行われている事は承知しております。また市としてもそういう事が課題であることは認識しておりますが、ひとまずこの計画の中で申し上げたのは、生き物調査についての部分になります。

○委員

わかりました。

○委員

54 頁に公民連携による公園づくりとありますが、メリットが沢山あることはわかりました。しかし、逆にデメリットはないのでしょうか。現状では、公園や緑地について、職員の方が足を運んで色々調査をして、直接対応をされることも沢山あるということで伺っています。民間の業者が入る事により、その職員の方の経験とか知識の積み重ねとかといっ

たものがどう変わっていくのかなと思いました。本当に民間の業者が入る事が、良い事尽くめなのかを伺いたいです。

○事務局

今後の公園のあり方については、私たち管理者の目線ではなく、利用者目線で満足できる公園というものを目指しているところです。

現在、今後の市内の公園のあり方をまとめているところですが、今、ご心配なこととして民間事業者が間に入る事によって利用者に不利があるのではないかという事だと思いますが、私共といたしましてはメリットしかないと考えているところです。

現在は市の直営で公園の管理をさせていただいているところですが、市民のニーズに对应されていないのではないかとすることが多々ございます。毎日、多くのお電話がかかってきます。対応が後手に回るものも種類によってございます。このような状況の中で、公園の管理については民間の力を利用する事によって素早い対応や、より利用者目線に立った管理ができると考えているところでございます。

公園のあり方の検討について報告書ができましたら、もっと詳しくご説明をさせていただければと思います。現在、まとめに入っているところですのでご理解いただきたいと思えます。

○会長

行政と民間ということと言うと、細かいところまで調整し、上手い連携の仕組みを作る必要があると思います。上手くいくはずだったのに、という話にならないようにしていただきたい。

○委員

56 頁の 2-1-2。文章に「公園施設の点検・修繕を定期的実施し」とありますが、こちらに「更新」という言葉を入れていただきたいと思えます。耐用年数が過ぎたものは壊れて修繕できない場合、新しく作り変えるしかないと思えます。

○事務局

分かりました。

○会長

私からもひとつ。素案の中で写真が重複しているところもあります。例えば、29 頁と 49 頁。どちらかにするか差し替えてほしいと思えます。同じ写真がもう一回出てくるのはつまらない。全体として考えていただきたいです。

○事務局

分かりました。

○会長

あと、言葉の定義ですね。公民連携とあるのですが、公民という言葉が良いのか。今まで行政とか官民でしたが、ここでは急に公民という言葉がでてきてちょっとそれが気になったところです。

○事務局

言葉の定義について、用語集等で補足するなど工夫しようと思います。

○委員

各家庭での事情は様々だと思いますが、前回、面倒だから庭を造らないとか木を植えない等の話がありましたが、そういった事を無くしていかなければいけない。例えば私は埼玉の大宮に住んでいますが、家の所有者が亡くなって後の世代の人が立て替えて住んだり、宅地業者に売って新しい家が建ったりする時があります。そのような家にはほとんど庭がないんですよね。ブロック塀とかフェンスになってしまう。そういった若い人たちが庭木に親しめるよう、庭造り講習会や屋上緑化等について具体的に示してはどうかと思います。ご存知かもしれませんが、日比谷公園では「みどりと水の市民パレード」というのがあって、そこでは定期的に毎月緑化等の講座を行っています。今年はコロナのため、全てオンラインとなっておりますが優れた講座です。私も実際に松や梅の剪定についての講習に参加したことがあります。松の剪定は、葛西臨海公園まで行って受けました。参加費は2,500円から3,000円ぐらいです。ヘルメットとお弁当、剪定ばさみを持って行きます。楽しいです。そういった事を毎月やる事はないかもしれませんが、年に2回とか若い世代や親子を対象に無料でやるような事をすれば少しは変わっていくのではないかと思います。それが1つです。

あと、日比谷公園の松本楼の横に首掛け銀杏というのがありますけれども、日比谷公園の設計者としても知られ、日本の公園の父とも言われる本多静六という方が、伐採予定だったこの木を自分の命に代えてでも守りたいとあって日比谷公園に移植したそうです。そういった事を子どもたちに勉強させる会だとかを日比谷公園では行っているそうです。東村山でももっともっと庭木とか樹木とかに興味を持たせるような企画をやっていく必要があると思います。そのためには、指導者も必要です。そういった事があれば良いのではないかと思います。そうではないと、庭はどんどん無くなっていきます。

○会長

ひとつひとつの提案、取り入れられるところはぜひ検討してみてください。みどりに接するという事が一番大事だと思います。その方法をどう考えていくかという事だと思います。これは行政だけで動いてもどうにもならないと思うので、いろんなところで、いろん

な人と絡んで動くという事が大事と思います。

○委員

屋上緑化については、例えば新しいビルを建てる際や、既存のマンションや企業のビルに屋上緑化を施す場合の補助だとかそういった計画はないのでしょうか。

例えば、新宿の周りとか屋上緑化がいっぱい進んでいる。新宿区がやっているのか東京都がやっているのかちょっとわかりませんが、あそこで農業をやったりしてテレビでも取り上げられています。そういった事もやったらどうかと思います。

○会長

屋上でミツバチを育てたりする取組みもありますね。みどりにより近づき楽しむために、様々な事にチャレンジをしてほしいという事ですね。ありがとうございました。

○委員

今の庭木を植えるのが少ないという事に関係すると思うのですが、64 頁に「花やみどりの美しい庭づくり」に「ガーデンコンテストの実施やオープンガーデン制度等の導入を検討します。」とあり素晴らしいと思います。小平市では、綺麗に庭造りをしていて一般に開放しているお宅を地図で紹介する取組みをしています。市がそのような後押しをすることが庭作りの励みになると思いますので検討していけたら良いと思います。

○会長

計画がスタートして、具体的にそういうのができたら良いですね。

○委員

神代植物公園にいらした方で桜草の研究で日本一番有名な先生がいらっしゃいます。その先生のお宅が小平の小川にあります。そこは 5 月になると無料開放でたくさんの方が来られます。庭一面が桜草になります。

○会長

オープンガーデンという取組みのことと思いますが、東村山市でも展開できると良いですよ。

沢山ご意見いただきましたが、5 章が一番具体的な計画の中心的な所ですので、追加でご意見がございましたら事務局にお知らせいただくとよいですね。

時間の限りもありますので、次に 6 章についてのご意見を伺ってまいりたいと思います。いかがでしょう。

○事務局

本日の意見を踏まえ、修正を加えたものをパブリックコメントに供したいと考えておりますが、パブリックコメントと並行し、再度委員の皆さんに書面での意見募集を行いたい

考えです。追加のご意見や修正案などはその際にまたご指摘いただければと思います。

・『第6章 重点施策と目標指標』について

○会長

続きまして、第6章でございます。目標指標ということで、具体的な数値等がございますが、記入されていないところは、これからまた整理されるようです。これだけの文章だけで全体を把握するのは、なかなか難しい事だと思っておりますがご意見いかがでしょうか。

○委員

73頁にある緑被率の事ですが、前回の基本目標の中であった緑被率というのが31.8%で、これを維持するという目標を立てていて、今、26.3%になってしまっているという事への課題というか、その辺の分析をした上で、10年後の目標指標を「維持」としているのでしょうか。

○事務局

緑被率の中で特に減少が多いのは生産緑地で、いかにその現象を食い止めるかということが課題になっています。そうした中で、昨年度、生産緑地の指定面積を500㎡から300㎡へ下げたり、100㎡の畑であっても近隣に生産緑地があれば生産緑地に指定できますといった制度としたところで、これについて周知しているところです。このような制度を活用して、緑被率を維持していこうといった考え方で今回の計画を立てました。

○委員

久米川町も今、すごい勢いで新しい住宅が建っています。結局畑がなくなって、建売になるというのは、どうしても税金の問題ということになってしまうので、話としては結論がでないと思うのですが、本当に都市農業を大切にしながら、緑被率をキープもしくは減少率を抑えていかななくてはならないとするのなら、農家さんと連携した取り組みというのを必要なのではないかなと思います。その辺の意見を反映させるような内容なら良いと思います。

○会長

この基本計画に記載するというと難しいところがありそうです。全体として国税の話ですから、国レベルで進めていかなければいけない大きな課題ですよ。今の体制が変わらない限り農地は減るしかなく、増える事は絶対ないです。これはもっと高いレベルで議論をしていかなければならない。この課題について基礎自治体のみどりの基本計画で具体的に入れられる施策がなかなかないというのが残念なところです。

○事務局

緑被率の減少について補足しますと、生産緑地の減少に加え、数字の減少が目立つ理由としては、都市計画道 3・4・11 号線、青葉町の多摩北部医療センターのところの道路を通しましたけれども、その樹林地の減少というのが結構大きく緑被率に影響しているという実態もございます。10 年前はまだあそこは、樹林地でございましたので、あそこに都市計画道路ができたということが大きな減少要因のひとつとなっています。

○会長

わかりました。

緑被率だとか色々な言葉がでてきますけれども、こちらは資料集とかで解説をするのでしょうか。

○事務局

はい、そのつもりです。

○会長

本文とうまく対照ができるような形にしてください。そうでないとなかなか緑被率とオープンスペースの違いがどうかとか、分からなくなってしまうから。

他いかがでしょう。

○委員

70 頁に野火止用水の危険木除去とあり、こちらでは樹木の除去についてのみ触れられていますが、除去した後の護岸についてはどうお考えでしょうか。すでに巨木の周辺の護岸が崩れていたり、かなり危険な部分があります。これは、みどりを管理するというセクションの視点だけで言えば、危険なものを取り除いた事で問題解決となってしまいますが、周辺住民としてはそこが安全な場所であるかという事が総合的に必要なので、木の除去に加え、その後の護岸や沿道の壊れているところ、土が盛り上がっている所など全部を整備して初めて安全な生活環境となるのではないのかなと思います。みどりの計画の中にそこまで盛り込むことは難しいのかもしれませんが、実際はそういった事も全部含めての計画でないと最終的には解決しない。今後の課題としては、例えば市役所で言えば他の部署との連携という事を強く考えてもらわないと成立しない計画かなと思います。盛り込んでいただければと思います。

○会長

確かにおっしゃるとおりですね。今、みどりの基本計画を中心に議論をしていますが、実際は色んな内容に派生している。これをどのように実行するかといった場合には、みどり担当の部署だけでは到底できなくて、道路の管理担当課とか色々な所と連携をとっていかねばいけない。そのために、みどり担当の所管課から、関連する所管へ情報発信・

共有しながら計画を進めていくという、その努力をぜひお願いしたい。特に野火止用水については、委員おっしゃるとおり、木が多くなってかなり痛んできています、市のガイドラインでも指摘されていたと思います。全体的にみどりをどうするかという中の一つとして、70 頁にあるような野火止用水を含め、それ以外の民有の屋敷林などについても、総合的に検討を進めていただきたい。

○委員

72 頁にある生垣の新規設置延長とありますが、生垣というものは増えた方が良いという考えなのですね。私個人の生垣についていうと、都道に面している箇所、ここが道に出ているから切ってくれと言われたことがあり、面倒なので全部切ってしまいました。それは良いのですが、個人ではなく役所の施設、学校や市役所等はあまり生垣になってないですよ。そういった所を生垣にすると延長距離が伸びるのではないのでしょうか。昔、東京都が接道緑化に対して 100%補助をしていたと思いますが、なくなってしまったのでしょうか。それを使えば、市の予算なしで生垣が設置できます。企業に対してももしかすると 100%の補助金制度があったと記憶しています。ただし、生垣が良いものかどうかと言えばまた別問題です。手入れが大変ですから。

○会長

生垣の良し悪しは、質と量、場所に関係すると思います。公園のようなところでは、あまり生垣が繁茂してしまうと見通しが悪くなって危険だとか。どういった所にどのような生垣があった方が良いのかを考えるべきです。この計画においては、民家の生垣という事なのでしょうけど。

○委員

とりあえず、公共施設。できる場所は生垣にすれば、結構な延長距離になるのではないのでしょうか。

○会長

どういったものを造り、どのように管理するかという事でしょうね。みどりが増えれば良いという、数だけの話ではなくて、期待する機能が十分に果たせるということがなくてはいけないですね。その辺りの事で、単純に公共施設にというのは難しそうですが、生垣を増やしたい・みどりを増やしたいという事で大きな目標としては間違っていないですね。ぜひ、皆で頑張っていければ良いなと思います。

○委員

70 頁の「市民農園・体験農園・農業体験公園の設置件数」ですが、先程将来値として維持とあり、新たな設置は難しいというお話がありました。これまでみどりと親しむという

話をしてくて、その視点から言うと、畑というのは継続的にみどりに関わる点や自分が育てた植物が実り、それを食べるという連続性が、子ども達や親子にとって魅力的な場所だと思っています。ですので、難しいとは思いますが将来的な設置件数の目標を増やしてもらえたら良いなと思いました。

○事務局

なかなか市民が体験できる農地の確保というのは難しいのですが、法改正により生産緑地を人に貸せるようにもなりましたので、市民農園や体験農園を増やすことができるのか担当所管ともう一度協議させていただきます。

○委員

同じ 70 頁にある「下水道の接続率」将来値 100%ですが、以前は下水道整備、浄化槽とかの補助金があったと思います。これを 100%にするために市としても改めて補助金を出すお考えがありますか。

○事務局

下水道を完備していない所は、3 年以内に接続しなさいという法律があり、以前は、その法律に乗っ取って 3 年以内に接続したら助成金を出しますというのがありました。現在、平成 7 年に下水道が完備されて 20 数年経っていますので、ここで新たに助成等を行うという考えではなく、現在所管で行っている接続のお願いを継続し接続率 100%を目指すという意味合いで記載しています。

○委員

72 頁にある街路樹の延長計画ですが、伸ばすのは大いに結構だと思いますが、樹種の選定については、どの時点で誰がどう選定しているのかという事が明確ではなく、結果的に植えてから長い年月が経過すると、手の負えない状況になって大変だということ増えている。植えて何年目で見直しをすとか、伐採や強剪定をすとかそういったことも含めて、街路樹の樹種の選定や管理についての考えを市民に公開することを検討してもらえると良いと思います。

○会長

おっしゃるとおりですね。どこでどう決まってどう動いた結果、今、どういう状態にあるのかというのが分からないと、色々問題が発生してしまうということです。ソメイヨシノを昭和 40 年代に無茶苦茶に植えたのですが、その樹勢が衰えて枯れてきて危険な状態になっているという所もあります。やはりここに書けないとしても、街路樹のあり方と樹種そして植え方、管理の仕方、そのあたりを本当に抜本的に考えないと、ただ単純に木があれば良いということで終わってしまうのではないかと。結局大きくなってしまった木を、

木本来の形を無視して、電線から少し飛び出るくらいの高さで切ってしまっている状況が、残念ながらあちこちで見られます。東村山市では、そういった事がないようにぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますね。皆さんもまったく同じお考えだと思います。

○委員

東村山市の木はケヤキと聞いたので、ちょっと早く来て市役所周りを一回りしたのですが、植えられている間隔が狭くて、上の方を強剪定しています。市の木というわりには、ケヤキの本来の形をしていないのが可哀そうだなと思いました。

○会長

どこの市もそうですね。東村山では「志村けんの木」と名付けたケヤキが強剪定されてしまったこともありました。

○委員

先ほど野火止の危険木のお話がありましたが、伐採とか伐根をするのは簡単ですが、やると必ずそこから、アカメガシワとかヌルデとか、いわゆるパイオニア植物と言われるものがどんどん生えてきます。それもみどりだから良しとするのか。伐採や伐根をした後もどうするのか全然描かれていないのがちょっと気になります。

○会長

更新の仕方についてですね。街路樹や野火止用水については除去した後の考えは何かしら必要ですね。狭い所に植わっていますから。

○事務局

樹種の選定やそれぞれの維持管理の考え方、その後の植栽計画については「公共の緑の植生管理のガイドライン」に概ね載っているところですが、これは5年に1回程度、再調査や見直しを行うべきものとしています。5年に1回というと今年度になるのですが、みどりの基本計画改定の方を優先させていただいて見送った経緯がございますので、次年度以降、ガイドラインの改定も見据えながら、ご指摘の件についても細かくみていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○会長

ケヤキは、市の木としていることからとても大事だと思いますが、植える所をよく選ばないと様々な支障が出てくると思いますので、それも考えたいですね。

○委員

今までの委員の質問への回答でも「公共のみどりのガイドラインとともに」とありましたが、実際にこのガイドラインに則り、大きなけやきやシンボルロードの桜、学校の大き

な木を大規模に伐採する際に、伐採をすること自体は周知をしているのかもしれませんが、伐採した後の計画についてはどのように周知されているのでしょうか。そこは考えておきたい、示していきたいとおっしゃるけれど、現時点では「伐採します」という看板だけ掲げられていて、その後はどうなるのかについては住民や先生、生徒達に分からないというのが現状だと思います。そういった、除去した後の計画の周知については、どのようにお考えでしょうか。

○事務局

今、ご指摘ありましたとおり、最近も七中や五中の付近で 13 本ソメイヨシノを伐採いたしました。さらに、5 本程度危険だという判定を受けておりますので伐採を予定しています。以前この会で言ったかもしれませんが、現在は、公園や緑地、街路樹の樹木調査の結果、倒木の危険があるとされた木が多くあり、まずはその除去を優先にやらせていただいているというのが現実です。いずれも補植については、今、追いついていないので、その計画についても公開はしていません。いずれ危険木の除去が一定程度完了しましたら、次の一步で進めていこうというのは部として考えております。まだそこに至っていないのが現実です。市民の安全面を最優先に実施させていただいているということでご理解いただきたい。ただし、桜通りとか名称がついている所もございますので、補植するにも次も桜になってしまうのかなど、もしかしたら、先の委員もおっしゃられましたけれども街路樹にソメイヨシノが適しているのかというとその辺は疑問もあることは確かですので、桜を植えるにしてももう少し小さな種類を植えるとか、間隔を広くとるとかそういったことを考えていきたいと思います。

○委員

皆さんご存知かもしれませんが、国立は駅前がずっと桜です。あそこは随分と伐採をして、その後には神代植物公園で生まれたジンダイアケボノという種類の桜を捕植したと聞いています。ソメイヨシノは、樹齡が短く弱いので病気にもかかりやすい。

○会長

ジンダイアケボノは花びらの縁のピンクが強いのが特徴ですね。そういったソメイヨシノでなくとも他の桜に植え替えるというのもやっていくべきだと思います。いわずもがなですけど、サクラは嫌地現象があるので、新しく植える際には土から変えないといけません。そうすると残す木、植え代える木、かなり総合的に考えていかないといけないです。

○委員

そういう事を私たちが把握したり、状況を伺う事ができたりという機会が少ないと思います。私はこの会議に前回から参加させていただいた事で、過去の議事録を読んだりする

ことで知識を得る事ができるのですが、なかなか住民の方々はそういった事を知る機会が少ないです。直接全ての方に説明をするというのは難しいと思いますが、やはり伐採予定について掲示する際に、「今後についてはこのように考えていきます」といった一文加えてきちんと丁寧に伝えていく事が大事だと思います。考えていただけたらと思います。

○会長

それはぜひ進めていただきたいですね。

71 頁からについて。計画をどう具体的に進めていくのか、行政や市民、事業の役割が書かれています。具体的にどう動かすかという事が重要ですね。76 頁にはコーディネーターの役割が示されているのですが、事業者と市、市民・市民団体をどのようにマッチングしてどう動かすのかということについて、研修や意見の交換あるいは進め方についての議論ができるようにシステム作りを進めていかないといけない。ですから、コーディネーターに任せておくのではなく、研修等を通して常に皆で勉強をしながら進めていくという形が分かるような文言をちょっと入れていただくと良いのかなと私は感じました。

○委員

77 頁の一つ前のところにもありましたが、「公園・緑地の維持管理・活用に関する協定の締結」というのを、5 団体を 10 団体に増やす目標という事ですが、今ある団体は、年齢がだんだん高齢化していくという中で、委託金や補助金を出さないと協定を結んで維持・管理をしていく団体が 5 から 10 に増えていくイメージがどうしても湧かないです。その 10 団体にしたという目標数値は、どこからきたのか教えていただきたい。

○事務局

「緑地維持管理等協定の締結団体数」の対象を「市民団体等」と記載しているのですが、こちらには事業者も含むという形で我々は考えております。現在、指定管理者等の導入の検討や民間提案制度の推進をしております。そういった中で、公園や緑地で何かを立ち上げたいとか、こういう事を住民でやりたいという事業者さんというのが今現在、我々もお話を聞いている所もありますので、その事業者さんと委託契約ではなくて、民間提案という形に則った協定関係で、共に勉強しながら進めていくという事を見込み、目標数値とさせていただいております。

また、地域住民によるボランティア団体についても、導入を検討している公園・緑地の指定管理・コーディネーターみたいなものが軌道にのって動いてくれば、よりつぶさにこの公園にはこの方たちがくっついていてとか、この公園でこういった事をしたいという方がいるという拾い上げができてくるのではないかと考えております。

実際、今協定を結んでいる団体の方々の声を聴きますと、ただ活動していると「誰の許

可を得てやっているのか」というような事を周りの人たちに言われてしまうが、市と協定を結んだ事によって「自分たちが市と協定を締結してここでこういった事をやっているんだ」という説明が周りにすごくしやすくなったとおっしゃっていただく事もあります。市としてもそういったメリットを市民団体の皆さんに伝えながら、自分たちの身近な公園や緑地を自分達で造っていく、使っていくという思いと一緒にやっていただけたところを増やしていきたいという思いで書いている目標数値です。

○事務局

事務局から一点ご意見いただきたい点がございませう。本計画では、一度5年で見直しを考へています。目標値の見直しも含めて5年の中間地点で一度中間報告をさせていただきますので、そこで皆さんのご意見を聞くというようなスタイルにしようかと考へており、ここが前回の計画からの大きな変更点ですが、この考へ方についてはいかがでしようか。

○会長

とても良い考へ方だと思ひます。10年経って総ざらいで決算するよりは途中で修正可能にできるそういうシステムを作っておくというのは、良いことです。

○委員

良いことですね。

○委員

大事ですよ。10年間何もないのはね。

○委員

特に緑被率というのは、生産緑地の話もありましたが、維持することは非常に困難です。5年の段階であまり目標から離れた場合はしょうがない。どうしても国の制度の問題で減ることは、やむを得ないことですから、そこは今回5年で見直しをする事は非常に良い提案だと思ひます。

○会長

賛成のご意見をいただきましたけれども、ぜひ、5年で大きく全体を見直すという機会を作って進めていただきたいですね。よろしくお願ひいたします。

○委員

今の事に関連してなんですけど、評価検証と言ひますけれども、具体的に誰が評価して報告するのでしょうか。

○会長

私がイメージしているのは、まずこの計画の進捗について事務局、市がチェックをして、そして審議会に報告し、審議会が検証していくという形でどうかと思ひています。そ

のような感じでどうでしょうか。

○事務局

事務局も同じ考えです。

○委員

市というと、具体的にはみどり公園課がやるということでしょうか。みどり公園課の人たちがこの計画が上手くいっているのか、行き詰っているのか、あるいはこういった計画はやめた方がよいのかそういった判断をするということですね。

○会長

やめるという選択肢はないじゃないでしょうか。計画については法に則って作りますからね。それに関してどう進んだかというのを、市の責任部署である課で客観的にチェックをして、そのうえで修正案について提案するという形だと思います。

○事務局

目標指標の点検評価についてということですが、会長のおっしゃるとおり、まずは市としての自己評価、自己点検をまず行います。それについて、緑化審議会に報告いたします。それと合わせて、市民への報告、意見交換会というのを今回新たに盛り込ませていただきました。委員がおっしゃったのは、第三者評価みたいなものがこういった計画では特に必要だということだと思いますが。そういったことを踏まえまして、まず、我々で自己点検・評価を行ったものを広く市民の皆さんにイベント的に集まっていただいて、市として「今年、計画に基づいて緑化行政をこのように実行しました。」ということをご報告さしあげると共に、それぞれの年でテーマを用意するなどしながら、意見交換を行いたいと考えています。最終的には点検評価の結果と市民の皆さんからいただいた意見を合わせて緑化審議会に報告するといったイメージで考えています。

○会長

私、個人的ですけれどもまず全体を拝見して1回目より遥かに分かりやすい内容になったと感じました。もう一息ですから、今日いただいた意見を反映しながら、パブリックコメントの実施に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

(2) その他

- ・今後の日程について

事務局より次第に沿って説明。

第2回(今回) → 全体を通じて審議

第2~3回間 → 第2回後の意見を反映させたものをパブリックコメントに供する

→パブリックコメント（1/10-2/1 予定）と同時期に緑化審議会委員から書面にて意見を収集（最終意見収集・任意）

第3回（2月）→パブコメと意見収集修正の報告・答申案について協議、緑地保護区域の審査

→後日、会長と参加可能な委員から市長へ答申

・公園のあり方検討業務の進捗について

事務局より、1月に報告書を公開し市民の意見募集に供する旨説明。

3 閉会